

令和3年度 恵庭市特別職報酬等審議会会議議事録

- 1 日時 令和3年10月19日（火）10時～11時
- 2 場所 恵庭市役 3階 301・302会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 中泉澄男会長
神田美佐子副会長、姉崎敏一委員、前田和樹委員、大岩則子委員
 - (2) 事務局 横道義孝副市長、広中敦総務部長、高橋卓也総務部次長、辰下知文課長、柴田慎一職員課主査
- 4 傍聴者 なし
- 5 審議項目
 - ・ 恵庭市議会議員の期末手当の額並びに市長、副市長、教育長の期末手当の額について
- 6 議事の経過
 - (1) 開会
 - (2) 委嘱状交付
 - (3) 副市長挨拶
 - (4) 会長選出・挨拶
 - (5) 副会長指名・挨拶
 - (6) 諮問書提出
 - (7) 事務局より資料説明
 - (8) 審議
 - (9) 閉会

7 副市長挨拶

委員の皆様には、お忙しい中、快く委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。市議会議員、それから特別職の報酬等につきまして、妥当かどうかといったところをご審議頂く会となっております。

本年は昨年からの新型コロナウイルスの影響で社会経済、市民の皆さんの生活にも大きな影響を及ぼしているかなと思います。そういったなか、国の方では人事院勧告が出まして、期末手当の額について勧告が出されたという状況となっております。市民目線、それから業界等の状況を見ながら、皆様から貴重なご意見を頂きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

8 会長選出

前田委員より中泉委員を推薦する発言あり。

他委員より異議なしの発言があり中泉委員が会長に選出される。

9 中泉会長挨拶

ただいま、ご推薦を頂きました中泉でございます。今日はお忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。コロナ禍のなかで大変な状況となり、経済も痛手を負った状況で、大変かなと感じております。今日はまた、衆議院選の公示日ということで、大変お忙しいところ来て頂きありがとうございます。先ほど副市長からもご案内があった通り、本審議会は市長、副市長、教育長の特別職の報酬に加え、市議会議員の報酬についてもご審議いただいております。審議にあたりましては近隣市町村の動向、並びに人事院勧告など国の改定状況等、様々な状況を考慮し、さらには市民の皆様にご理解いただけるような内容となるようご審議頂きたいなと思っております。

委員の皆様には貴重な意見を頂き、ご協力を頂きながら進めさせていただきますのでよろしくお願いたします。

10 副会長の指名・挨拶

【中泉会長】

副会長の指名でございます。神田委員によりしくお願したいと考えますが如何でしょうか。

【各委員】

異議なし。

【会長】

ありがとうございます。神田委員一言ご挨拶をお願いします。

【神田副会長】

みなさまおはようございます。恵庭市地域女性連絡会の神田と申します。わからないことがたくさんあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いたします。

【会長】

ありがとうございました。それでは諮問に入ります。事務局よろしくお願いたします。

11 諮問書提出

12 審議開始

【事務局】

それでは、審議会の資料につきまして私からご説明させていただきます。

表紙を開いて頂いて1ページですが、特別職と市議会議員の報酬月額（いわゆる月々の給料）です。ここでは、恵庭市のほか石狩管内市である、江別市、千歳市、北広島市、石狩市の報酬月額を載せています。

まず、表ですが、参考として各市の人口を載せ、左から、市長、副市長、教育長の特別職と議長、副議長、議員の市議会議員の給料額を整理しています。

下には、特別職と市議会議員に分けて表の内容をグラフ化しています。まず、特別職のグラフを見て下さい。市長の給料月額には僅差ではありますが管内市では一番低い給料額となっています。副市長と教育長は下から2番目であり、管内の市の中で比較すると給料額が低い市に分類されます。また、議員の報酬月額では、議長、副議長、議員については管内で比較すると4番目に位置しています。

続きまして、2ページ目は期末手当の支給月数等の管内市の比較です。期末手当の支給割合は管内の5市では2つに分けられ、支給月数が4.45カ月、役職加算が20%に規定している恵庭、江別、千歳と支給月数3.35カ月、役職加算を45%に規定している北広島市と石狩市に分けられます。恵庭を含め支給月数を4.45カ月に規定している3市は国家公務員に準拠し、3.35か月に規定している2市は国の特別職、いわゆる内閣総理大臣や国務大臣の支給月数に準拠しています。なお、6月と12月の支給額を特別職及び市議会議員についてグラフ化しています。支給月数が2種類に分かれていますが、支給額については結果として大きく差が無いことが分かります。

次の3ページは、今年の8月に人事院から出されました勧告を抜粋しまとめたものです。月例給及び期末手当、民間企業でいうところのボーナス以外の部分も一部ございますが、簡単にご説明させていただきます。人事院勧告ですが、労働基本権制約の代償措置として国家公務員の給与水準と民間企業の給与水準の均衡させることを基本に行うものです。今回の人事院勧告のポイントですが、月例給については、公務と民間の4月分の給与の実地調査を行った結果、民間給与との格差が▲19円となり、格差は極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わないこととされました。

ボーナスについては、昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績と公務の年間の支給月数を比較する調査が行われ、その結果、公務の現行支給月数4.45月に対し民間の支給割合が4.32月となったことから、民間の支給割合との均衡を図るために0.15月引き下げ、4.30月分と勧告されました。

続きまして4ページは、人事院勧告どおり改定した場合の減額による影響額です。

左側の「現行①」の列が現在の給料額、月数及び役職加算で算出した期末手当の年額です。例えば、現行の年額では市長で451万2300円、議長で234万9600円と算出されます。今回の人事院勧告を反映したものが矢印の先、勧告後②の列です。月数を0.15月引き下げているため期末手当の年額が増えています。なお、月数以外の基本給及び役職加算に変更はありません。影響額ですが、市長が年15万2100円となり、他の特別職及び市議会議員については表のとおりとなりました。なお、増減率はどの職も▲3.37%です。

最後になりますが、P5は各市の財政状況を簡単にまとめた表です。なお、元となっているデータは令和元年度決算をベースにしたもので、各市が一定のルールに基づき算出した値を総務省で取りまとめています。その資料から本審議会に合致すると思われる数値をまとめました。

まず、人口ですが、最初のページで石狩管内5市の人口を掲載していましたが、令和元年決算ベースで用いている人口は令和2年1月1日であるため、その時点の人口を載せています。

まず、各市全体の歳入及び歳出ですが、概ね人口に比例しています。

地方税についても概ね人口に比例していますが、千歳市が頭一つ飛び出しています。これは千歳市より人口が多い江別市と比較すると、法人市民税と固定資産税がかなり多くなっています。おそらく空港に関する部分で差が出ていると考えられます。

単純な歳入や歳出については人口や市のインフラなど左右され、大きい街は財政規模が大きく、小さい街は小さいとなってしまう、単純に比較できないため、総務省で比較できる指数等を公表しています。それが表の真ん中より右に位置している数値です。

「財政力指数」から順にご説明申し上げます。財政力指数は大きいほど税収が多く財源に余裕があるといえます。なお、各数値の横に付されている丸数字は順位を示しています。財政力指数について恵庭市は「0.60」であり、5市中3番目となっています。地方税が多かった千歳市は「0.79」とかなり高くなっています。

続きまして、経常収支比率、別名「弾性力」と呼ばれていて、自由に使える収入のなかで、人件費や扶助費（福祉などの社会保障に係る費用）などが占める割合であり、比率が低いほど自由度が高く、逆に比率が高いと硬直化していると言えます。全道平均は88.22%となっており、恵庭市は少し上回っております。

次に「実質公債費比率」ですが、これは借入金の返済額の割合であり、割合が大きいほど全体に占める返済額が多いこととなります。恵庭市は北広島市に次いで2番目に返済割合が少なく、必要以上に借入を行わない、または返せる借り入れは繰上償還するなどして財政の健全化に努めています。

最後になりますが「将来負担比率」ですが、将来負担が必要となる費用の割合であり、率が高いと将来的に財政を圧迫する可能性があります。なお、北広島市は平成29年度建設した新庁舎の設備負担により91.6%と高い比率になっています。恵庭市は近隣市と比較しても、全道平均と比べても低い比率となっています。

このことから、恵庭市の財政状況ですが、比較的良好な財政状況であると言えます。

以上で簡単ですが、資料の説明を終わります。

【会長】

事務局から期末手当の額、人事院勧告そして財務状況の説明がございました。今の説明に対しまして疑問点や意見を求めたいと思うが、どうですか。

この恵庭市と北広島市、千歳市、石狩市は、他の道内の状況を考えると、まだ恵まれている地域なのかと思います。しかしながら、コロナ禍で民間サイドの経営状況が悪化していることについては、皆さん報道関係でご承知のことと思います。賞与の関係でいえば大幅カットであるとか、企業経営の方では中小企業の47%で借り入れが前年より増えている状況。建設業界ではウッドショックに始まり、ここにきて油製品・灯油・ガソリン価格の高騰と、かなり生活関連も上がってきています。10月から食品関係もかなり上がっています。物価は上がるけど賃料は上がらない状況下で、国家公務員の期末手当は引き下げということで、人事院から勧告が出されています。

本会議の答申に向け、まず、皆様方の肌で感じるご意見を伺いながら進めていきたいと思っています。

委員Aさんはいかがですか。

【委員A】

厳しいところはたくさん聞いておまして、今日の会議におきましても、民間の状況というものを論じたうえでの、修正というか、みなさんに協議頂いて決めていくという流れかと思っていますので、いろいろな方の理解は得やすい内容と考えています。

【委員 B】

この資料を拝見させていただくと、恵庭は財政的にもすごく頑張っているところなのだと感じましたし、悪い状況は続いています、ワクチン接種は進んでおりますし、これから経済も少しずつ動き出して生活もよくなってほしいなと願うばかりです。頑張っているなかでも勧告に従って報酬を下げ、民間企業や市民生活は大変な状況が続いています、この数字を見れば市民の方も納得できるような内容ではないかと、説明を聞いて感じました。

【委員 C】

ご存じのとおり、お米の単価が大きく下がっている状態で、20町歩作っても500万円の粗収入が下落している状況。とくにお米農家はひどい状況となっています。資料は令和2年の人口等が載っていますが、実際は令和元年の数字になっているので、あまりこの数字はまっとうには見ることはできない気がします。本来もうちょっと直近の数字を入れないといけないのではと思います。特別職等の報酬については、コロナ禍とはいえ、経済がどのように厳しいといっても市民のために働いている方々の報酬を下げるというのは、本来妥当なやり方ではないと思います。努力をされていることは事実ですから、据え置きにしても今後の対策に力を入れてもらいたいと感じています。しかしながら、経済動向を鑑みますとこの提案は妥当であって、市民の皆さんのご理解を得られる内容なのではないか、と思います。

【副会長】

市の特別職のボーナスが下がるということで、今年はコロナのことがあるから、みんな我慢しなきゃならないという心を持っていると思います。わたしたち消費者としては、冬場に向けて灯油もガソリンも価格が上がっていて、では車に乗らないで、健康のために歩きましょうと行動している方もいる。私の近所の方もコロナで職がなくなってしまって、大変だと言っている姿も見ていると、市民生活の様々なところでコロナの影響が出てきていると感じます。少しでも役所、公務員の方が、市民のために働いている方々が、少しでも下げて、みんなと一緒に頑張ってやっていくということで「はなふる」のような明るい話題もありますし、来年再来年、皆が期待をして、楽しく健康で過ごせるまちであつたらいいと思います。

【会長】

恵庭商工会議所の会員は現在約1100名。中小企業がほとんどのなか、多くの業種が影響を受けています。事業をやめてしまうとそこで立ち消えてしまいますので、地域経済が良くなると、地域の雇用も生まれませんので、ここは踏ん張りどころかなと思います。特効薬はありませんが、いろいろな意味で、経済活性化について市の方にも要望はするところではありますが、なかなか厳しい状況です。民間サイドの厳しさも承知のうえで、本審議会のなかでは、期末手当を引き下げることとし、これまでも人事院勧告のとおり改定してきた経緯もありますので、人事院勧告と同様の内容で答申を行うこととしてよろしいですか。

【各委員】

(はい、との声)

【会長】

それでは改めて、期末手当につきましては、この度の人事院勧告のとおり引き下げることとして答申を行うこととします。答申の方法について事務局から何かありますか。

【事務局】

答申の方向性は人事院勧告どおりということですので、答申書の確認については会長、副会長に一任していただくというのはいかがでしょうか。ご了承いただければ、その後事務局で答申書を取りまとめ、答申前に委員の皆様へ送付させていただきます。皆様へ内容のご確認をいただいたのち、会長、副会長から市長に答申していただく、というこいとよろしいでしょうか。

【会長】

事務局から提案がありましたとおり、答申書の提出については、会長と副会長に一任いただいてもよろしいでしょうか。

【各委員】

(異議なしの声)

【会長】

ありがとうございます。それでは本日の審議は終了いたしますが、事務局から何かありますか。

【事務局】

本日諮問させていただいた内容の審議が終了しましたので、条例第3条第1項の規定により委員の皆様は本日をもって退任となります。

ご多忙の中ご審議いただきありがとうございました。

【会長】

それでは、審議会を終了いたします。本日はお忙しい中ありがとうございました。

以 上